

平成23年10月7日開催

総務常任委員会資料【所管事務調査】

各種整備計画における整備基準（案）評価項目一覧（概要）	・・・・・・・・	資料1
各種整備計画における整備基準（案）	・・・・・・・・	資料2
公の施設の再配置評価基準（案）	・・・・・・・・	資料3
10月4日開催の地域協議会委員との意見交換会における意見と市の回答	・・・・・・・・	1

所 管 委 員 会	総務常任委員会
提 出 課	行 政 管 理 課

10月4日開催の地域協議会委員との意見交換会における意見と市の回答

各種整備計画における整備基準（案）及び公の施設の再配置基準（案）に係る意見のみを抜粋しています。

区分	意見の内容	市の回答
整備基準全般について	基準ごとに評価の最高点が異なるが、全ての事業の中で優先順位をつけるのか、それぞれの基準ごとに優先順位をつけるのか。	基準ごとの優先順位付けであり、基準ごとに配点は異なっている。
	評価点数の低いものは、何年経っても低いままで、未着手となるのではないか。	評価結果に基づき、順次、事業を実施していくため、そのような事業も出てくる。税金を使う以上、優先度の判断は、せざるを得ないと考えている。
	同点の場合は、どちらを選ぶのか。	毎年の予算編成の中で、その時々的情勢に応じて政策的な判断をしていくこととなる。
	各基準の評価項目の数値はどのように決めたのか。	道路や除却など、それぞれ整備基準は違う。評価項目を始め、配点の軽重も当然違ってくるので、部局内で十分議論して決定している。
	評価基準の考え方の中に「評価結果とは別に、地域事業や継続事業については、優先して整備を進めていきます」とあるが、公共下水道だけ入っていないのは何故か。	地域事業や関連事業を優先させるのは合併時の約束である。社会情勢や経済状況を踏まえながら平成26年度までに行っていく。 公共下水道は企業会計で行っているため、地域事業という概念がないことから記載していない。
	「施設」や「整備」の意味について、市民と行政では考える意味が異なる場合がある。また、「修繕」や「改良」についても明確に分かるように記載してほしい。	「施設」は、建物や屋外のテニスコートなどを指すものであり、一定の理解はいただけると考えている。 また、「整備」については、既存の施設を改修することが原則的な考え方である。
	整備基準（案）のシミュレーション結果を示してほしい。	各基準（案）に基づき、現在、並行してシミュレーション作業を進めている。
	今後の取扱いについて、7日に議会に諮るとのことだが、基準に基づきどのように優先順位を評価し、どのように公開するのか。	本日の意見交換会と議会での意見を踏まえ、基準（案）を確定し、その上で、具体的な路線や施設を入れたものを整備計画として今月中に市民の皆さんに公表していきたい。併せて、地域協議会へもお示ししていく。

区分	意見の内容	市の回答
整備基準全般について	<p>整備基準によって、総ざらいの結果が変わる可能性はないか。 総ざらいの結果を検証してほしい。</p>	<p>道路事業については、現在、優先順位付けのシミュレーションを行っている。総ざらいで「継続」とした路線は概ね上位となっており、「廃止」とした路線は大半が下位となっていることから、総ざらいの評価としては、概ね妥当であると考えている。 しかし、総ざらい時には明確な基準を持っていなかったことや今回の整備基準では、地域性で「土地利用」や「整備率」を加味したことにより、総ざらいの結果とは一致しないものもある。それらの路線をどのように整合をとるかについて、内部で検討中である。</p>
	<p>行政用語がいくつかあるので、一般市民にも分かるような言葉としてほしい。</p>	<p>難解な行政用語は、分かりやすい言葉に置き換えたり、注釈を入れたりするなど、市民の皆さんに分かるような記述に努める。</p>
	<p>地域協議会委員の皆さんが十分理解したと思えないので、少し時間を掛けて、地域協議会ごとに説明と意見交換が必要ではないか。また、来年度事業から適用するとすれば、十分に説明して理解を得る時間がないことも想定され、中途での検証見直しも考慮する旨の説明が必要ではないか。</p>	<p>優先度を設定する基準については、全市の均衡ある発展に向けて、客観的な視点を持ちながら、この間の地域協議会や議会の皆さんの意見等も踏まえ作成を進めてきた。今後、具体的な路線名や事業名の入った整備計画を地域協議会へ説明していきたい。</p>
	<p>基準の適用以前に、公の施設の再配置計画が優先することの明示が必要ではないか。</p>	<p>整備基準(案)の1ページ、2-(3)対象事業の中で記述している。</p>
	<p>基準に基づく事業の優先順位の結果を公表する必要があるのではないか。また、優先順位の順番の入れ替えがある場合は、どんな場合かを明確にしておく必要があるのではないか。</p>	<p>整備基準を確定した後、その基準に基づいて事業の優先順位を付けた整備計画を公表する。 順番の入れ替えについては、「緊急を要する整備が必要となった場合はこの限りではない」ことを記述している。</p>
	<p>基準の適用に関して、地域協議会の関わりや町内会等の要望や意見はどのような位置づけになるのか。おそらくは各分野においての改善点の要望、意見を出すという位置づけになるものと思われるが、説明が必要ではないか。</p>	<p>整備基準については、客観的な視点を持ちながら、地域協議会や議会の皆さんの意見等を踏まえ作成してきたものである。まずは、この基準に従い、事業の優先順位を定めた整備計画を策定し、真に必要な事業を計画的に実施していく。</p>
	<p>各種整備基準項目にあがっていない次のような施設は、どのように取り扱うのか。 農道、牧道 農業集落排水水路、排水路</p>	<p>整備計画に登載する事業は、施設整備や大規模修繕などに係る事業である。また、事業予定数の少ないものは、毎年度の予算編成の中で、真に必要な事業かを判断し実施していく。</p>

区分	意見の内容	市の回答	
整備基準全般について	<p>各種建物施設の整備基準は、建物躯体の状況に応じて定められているが、空調、ボイラーなどの設備改修はどのように取り扱うのか。また、雨漏りなどの緊急性を加味する必要はないか。</p>	<p>設備改修については、現地調査を行った上で、必要性、緊急性等を踏まえ、計画的な整備を進めていく。 また、緊急を要する整備については、基準に基づく優先順位にかかわらず、別途対応とする。</p>	
	<p>各種整備計画の実施にあたり、評価基準が適切か否かの検証をする必要があるのではないか。</p>	<p>各基準(案)に基づき、現在、並行してシミュレーション作業を進めている。</p>	
	<p>この案件は、市民にとって身近な問題であるので、各協議会において再度事前に質問提出、意見交換会を実施してほしい。</p>	<p>優先度を設定する基準については、全市の均衡ある発展に向けて、客観的な視点を持ちながら、地域協議会の皆様のご意見等も踏まえ、周辺部の優先度にも配慮しながら作成を進めてきた。今後も、必要に応じて基準の考え方等について、地域協議会へ説明していきたい。</p>	
各種整備基準について	道路整備基準	<p>地域分類や工種分類で示されている割増率の考え方が分からない。</p>	<p>割増率が「0」とは、道路整備方針や整備熟度による評価点数に「1.0をかける」という意味であり、同様に「+5%」は「1.05をかける」、「+10%」は「1.1をかける」という意味である。</p>
		<p>地域分類は13区への配慮ということで良いと思うが、工種別評価の効率性において、通行頻度を評価項目としている。13区に不利ではないか。</p>	<p>効率性や通行頻度という評価項目は、税金を使う以上、必要な項目と考えている。 現在、基準(案)に基づき優先順位付けのシミュレーションを行っているが、対象となる400か所のうち上位100位までの地域分布は、概ね人口比率と同じであり、全市的なバランスはとれていると考えている。</p>
		<p>冬期間の交通確保のため、評価項目に地域分類とは別に「積雪深」の項目を加えられないか。 中山間地にも様々なケースがあり、大雪のときには除雪機が入れない場所もあるため、「積雪深」の評価項目を強く要望する。</p>	<p>地域分類の土地利用分類で中山間地域を評価することで、積雪の事情も反映されていると考えている。 まだ途中段階だが、この基準(案)でシミュレーションを行った場合、概ね人口比率に沿った結果になっている。</p>
		<p>通行頻度の評価項目で、時間当たりの通行車両数30台などとあるが、周辺部で30台はあり得ない。</p>	<p>個々の評価項目や割増率などについて意見はあると思うが、シミュレーションの結果としては、概ね妥当と考えている。</p>
		<p>災害が起きた場合、被害を受けた道路は早く整備しなければならないと思うが、どのように考えるか。</p>	<p>災害を受けた場合は緊急を要するため、整備基準とは別に考え、すぐに対応したい。</p>
		<p>道路築造で、農道はどのような扱いになるのか。</p>	<p>今回の道路整備は、市道(都市計画道路を含む)を対象に整備基準を定めている。農道は対象外となる。</p>

区分	意見の内容	市の回答	
各種整備基準について	道路整備基準	<p>交差点改良で、渋滞対策も必要ではないか。</p>	<p>渋滞については、評価項目の「路面改良の必要性」や「通行頻度」で評価を考えている。なお、交差点改良については、視距の確保にまずは重点を置きたいと考えている。</p>
		<p>地域分類と工種分類において+5、-15の意味が分かりにくいので説明が必要ではないか。 (1.05、0.85を乗じる、という説明が必要)</p>	<p>「割増率」ということで、記載させていただいたが、誤解を生じるようであれば、表現の仕方や説明を加えるなど分かりやすくしたい。</p>
		<p>緊急性の項目の中に「迂回路の状況」があるが、途絶解消は最重要課題なので別途の扱いが必要ではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり、途絶解消は重要な課題であると考えている。そのため、今回、本基準の評価項目の一つとして取り入れたところでもあり、別途ではなく全体の中で評価していきたい。</p>
		<p>市道整備基準の「地域分類」に「市街地、田園地域、中山間地域」とあるが、市内全域はいずれかに属するのか(名立区はどこに分類されているのか)。</p>	<p>「地域分類」については、第5次総合計画(改訂版)の土地利用構想を参考としており、市内全域いずれかに属している。具体的には、整備する箇所が基準に示される「具体的な内容」のどこに属しているかで区分する。なお、名立区は平坦地域の農地がほとんどないことから、全域を「中山間地域」として考えている。</p>
学校施設整備基準		<p>「統廃合に伴う施設の整備は最優先で行う」とあるが、この運用について聞きたい。</p>	<p>「小中学校適正配置基準」において、喫緊の課題として取り組むこととしている過大規模校1校と小規模校2校について最優先で整備を行っていくという意味である。</p>
		<p>基本方針で(1)~(5)までであるが、具体的なイメージがつかめない。例示や解説が必要ではないか。</p>	<p>整備内容がイメージできるように具体的な例を記載する。</p>
		<p>その他の整備で、現地調査をして優先順位を決定するとあるが、教育のハード環境や安全対策は最優先で実施すべきものとするが、この旨の記述が必要ではないか。</p>	<p>安全対策に関する整備については、当然のことながら優先して取り組むべきものと考えている。そのほか、ハード環境の整備については、基準(案)に記載したとおりであるため、記述の変更は行わない。</p>
保育園施設整備基準	<p>評価基準で児童の受入状況(超過状況)となっているが、具体的なイメージが分からないので、表現の工夫が必要ではないか。</p>		<p>記載表現を変更する。</p>
観光施設等整備基準	<p>「耐震化」の項目がない理由は何か。</p>		<p>宿泊施設と日帰り入浴施設のほとんどは、昭和57年以降の新耐震基準を満たしているため、項目として設定していない。しかし、屋外レジャー施設等、一部に新耐震基準以前に整備した施設があり、今後、耐震化工事を行う際には、評価項目として設定する。</p>

区分		意見の内容	市の回答
各種整備 計画につ いて	観光施設等 整備基準	新たな建設は行わないとあるが、トイレや売店の新設、増設も行わないのかという疑問があるので、詳しい記述が必要ではないか。	基準(案)に記載した「新たな観光施設の建設は行わず」については、集客を目的とする施設の建設を行わないということを意図したものであり、トイレなど付帯的な施設については、必要に応じて建設することになるので、趣旨が伝わるような記載にする。
		観光施設に関しては、古いことや不便なことはお客の減少に直結するので、別途の判断が必要ではないか。	「古いこと」に対しては、本計画の整備基準に建築経過年数に応じた配点をしている。また、「不便なこと」に対しては、当市の「公共建築物ユニバーサルデザイン指針」を踏まえ、本計画の対象としていない通常の修繕の中で適宜改善していく。
	体育施設整備基準	体育用の器具や用具は、どのように考えるのかが分からないので説明が必要ではないか。	体育用の器具や用具といった備品類は、今回の施設整備の対象ではないが、備品整備にあたっては、現地確認を行った上で、必要に応じて整備していく。
	公共下水道整備基準	金谷区には公共下水道と農業集落排水の狭間のエリアがあるが、このようなエリアはどのように整備を進めるのか。	公共下水道の評価の対象は、事業認可区域である。合併前上越市では平成27年度を工事の完了予定としているが、その後の区域の拡大については、完了予定の2~3年前を考えている。区域外については全体計画の見直しとなり、今後の検討課題である。
	公の施設等 除却基準	旧直江津図書館の除却の予定はどうか。	旧直江津図書館については、現在、東日本大震災の支援物資の保管場所として活用している。将来的に旧直江津図書館も除却計画に含まれてくるが、今後、基準に基づき評価する中で優先順位を検討していく。
基本的には不要のものをそのまま置いておくことは良いことではないが、予算に限りがあることから止むを得ないことではあるが、景観上、治安防犯上からの判断も必要ではないか。		「市民の安全」の評価の中で、ご意見の主旨を踏まえ検討する。	
その他	質疑時間が短いため、別途、疑問点を提出できるようにしてほしい。	10月7日に整備基準(案)を議会へ説明する予定のため、10月6日までに事務局へ意見を寄せてほしい。	
	地域協議会に何を期待して、説明会を行うのか。	地域事業の取扱いについては市の説明責任であり、また、意見を述べる場を設けることは地域協議会の委員の要望でもあったことから、このような場を設けさせていただいた。	

区分	意見の内容	市の回答
公の施設の再配置評価基準について	公の施設の統廃合は止むを得ないと考えるが、対象となっている施設の中には、避難所の機能を有するものもあると思う。防災計画との整合性は図られているか。	現在、避難所の見直しを行っている。避難所の多くは学校、保育園などであり、再配置の対象に含まれるものはほとんどないと思うが、連携しながら対応していきたい。
	大潟区では、町内会館が公民館の分館機能を持っているが、どのように考えているか。	今後、町内会と協議を進めていく予定である。
	再配置基準を示すことによって、突然、施設が廃止されるようなことはないようにしてほしい。	基準に基づき客観的に評価したものを市民の皆さんにお示ししていく。総ざらいと同様に、行政が評価した結果をお示しし、丁寧に説明して地域の皆さんと真摯に議論しながら進めていきたい。
	譲渡の概念について、民間への売却、地元への無償譲渡、払い下げなど詳しく記述しないのか。	概括的な評価基準の説明が主であったため、方向性の一つとしての「譲渡」と一括して説明したものである。今後、提示する公の施設の再配置計画においては、譲渡の方法についても説明する予定でいる。
	基準（案）の2ページ下段に、必要に応じて施設経営改善のための取組を行うとあるが、それらの見直しをしないまま現状で再配置を先に検討することは乱暴ではないか。	施設の経営改善の見直しについては常日頃から取り組んでいるが、ここでは、あくまで今回の再配置の検討の中で明らかになったものを念頭においている。
	評価基準表の点数付けにおいて、評価基準により数値の大きいものが10点であったり1点であったりするのは分かりにくい。	評価基準の性質がそれぞれ異なることから、やむを得ないものと考えている。